

住居確保給付金のしおり

～離職等によって住居を失った又はそのおそれのある人へ～

新潟市(令和7年4月1日変更)

住居確保給付金とは

住居確保給付金は下記2つの給付によって構成されています。

【家賃補助】

離職又は自営業の廃止等により、住居を失った又はそのおそれのある人へ、家賃相当の住居確保給付金を支給することで、安定した住居の確保と就労による自立を支援します。

【転居費用補助】

本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業、離別等により世帯収入が著しく減少したことにより住居喪失又はそのおそれのある人に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することで、家計の改善に向け支援します。

〈支給方法〉どちらの給付も原則、新潟市が住宅の貸主等の口座へ直接振込みます。

家賃補助の支給要件

新潟市に居住もしくは居住する予定で、次の①から⑧のいずれにも該当する人に支給します。

- ① 離職等により住居を失った又はそのおそれがあること
- ② 申請日において、離職・廃業後2年以内(やむを得ない事情により求職活動を行うことが出来なかった方を除く)又は収入が個人の責めに帰すべき理由・都合によらずに減少し、就労の状況が離職等と同程度の状況にあること
- ③ 離職等の日(収入が減少した場合は申請日の属する月)時点で、世帯の生計を主として維持していたこと
(離職等前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む)
- ④ 申請者及び申請者と同一生計の人の、申請月の収入合計額が次の収入基準額以下であること

【収入要件】 (収入には、失業給付、各種年金等を含む。児童扶養手当等は収入に含めない)

世帯人数	基準額	家賃額上限	収入基準額(基準額+家賃額)
1人	81,000円	35,500円	116,500円 以下
2人	123,000円	43,000円	166,000円 以下
3人	157,000円	46,200円	203,200円 以下
4人	194,000円	46,200円	240,200円 以下
5人	232,000円	46,200円	278,200円 以下

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一生計の人の所有する預貯金等の合計が次のとおりであること

【資産要件】

世帯人数	預貯金等
1人	486,000円 以下
2人	738,000円 以下
3人	942,000円 以下
4人～	1,000,000円 以下

- ⑥ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動または、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加に向けた取組(以下、「自立に向けた活動」という。)を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が行う離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一生計の人が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一生計の人のいずれもが暴力団員でないこと

家賃補助の支給額・支給期間

- ・月の収入合計額が基準額以下の場合、支給額は家賃額となります。
- ・月の収入合計額が基準額を超える場合、支給額は以下の計算式により算出された額となります。
- ・支給期間は原則3か月間となります。

※ただし、一定の要件を満たす場合、3か月ごとに延長可能(最長9か月)

- ・支給方法:原則、新潟市が住宅の貸主等の口座へ直接振込みます。

住居確保給付金支給額 = 基準額 + 家賃額 - 月の世帯の収入合計額

※支給額は住居確保給付金基準額を上限とします。

世帯人数	基準額	住居確保給付金基準額 (月額上限)
単身世帯	81,000円	35,500円
2人世帯	123,000円	43,000円
3人世帯	157,000円	46,200円
4人世帯	194,000円	46,200円
5人世帯	232,000円	46,200円

◆ 住宅の初期費用及び生活費が必要な場合

- ・ 賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。
- ・ 「初期費用」への対応が困難な場合、転居費用補助を受けられる可能性があります。また、住居確保給付金受給中の生活費が必要な場合は、社会福祉協議会の「生活福祉資金(総合支援資金)」を活用することができます。

【生活福祉資金(総合支援資金)】

継続的な生活相談・支援(就労支援等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

◆ 住居確保給付金支給までの生活費が必要な場合

- ・ 住宅を喪失している人で、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な場合は、社会福祉協議会の「臨時特例つなぎ資金」の貸付けを活用することができます。

【臨時特例つなぎ資金貸付】

住居確保給付金を受給するまでの間の生活費(上限10万円)の貸付を行います。

※貸付利子:無利子、連帯保証人不要

家賃補助の申請をするために必要なもの

申請時添付書類

- ① 申請書(窓口でお渡します)
- ② 本人確認書類(次のいずれかの写し)
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート
各種福祉手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)
各種健康保険資格確認書または保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 離職関係書類
2年以内(やむを得ない事情により求職活動を行うことが出来なかった方を除く)に離職したこと又は離職と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し
(離職票、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知や雇用主からの休業を命じる文書、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど)
- ④ 収入関係書類
申請者及び申請者と同一生計の者のうち収入がある者について、申請月の収入が確認できる書類の写し
(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」)
- ⑤ 預貯金等関係書類
申請者及び申請者と同一生計の者の申請日の金融機関の通帳の写し等

追加提出書類

◆ 住宅を喪失している人

- ・ 公共職業安定所等から交付を受けた求職受付票の写し
(自立に向けた活動を行う方の場合、提出不要)
- ・ 不動産業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」
- ・ 賃貸借契約締結後、賃貸借契約書の写し、住民票の写し

◆ 住宅を喪失するおそれのある人

- ・ 公共職業安定所等から交付を受けた求職受付票の写し
(自立に向けた活動を行う方の場合、提出不要)
- ・ 不動産業者等から交付を受けた「入居住宅の関する状況通知書」
- ・ 賃貸借契約書の写し

家賃補助の申請から決定まで

住宅を喪失している場合→P.5 住宅を喪失するおそれがある場合→P.7

住宅を喪失している場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 申請書に必要書類を添えて、新潟市パーソナル・サポート・センター又は区役所の生活保護担当課に提出します。
- ・ その後、「申請書の写し」、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・ 不動産業者等に、交付を受けた「申請書の写し」を提示して、入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅は申請書を提出した自治体内です。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」に記載してもらってください。

◆ 公共職業安定所等での求職申し込みまたは、経営相談先への相談申し込み

- ・ 公共職業安定所等にて求職申し込みまたは、経営相談先への相談申し込みを行ってください。

◆ 追加書類の提出

- ・ 不動産業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」及び（求職申し込みを行った方は）公共職業安定所等の窓口から交付を受けた求職受付票の写しを申請窓口に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給対象者証明書」及び「住宅確保報告書」が交付されます。
- ・ 審査の結果、受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金（住宅入居費・生活支援費）の申込

- ・ 敷金・礼金などの初期費用（住宅入居費）の借入を受ける場合は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書の写し」及び「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」を提出してください。

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費(生活支援費)の借入を受ける場合は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

◆ 臨時特例つなぎ資金の申込

- ・ 住居確保給付金の支給開始までの生活費(臨時特例つなぎ資金)の借入を受ける場合は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給申請書の写し」を提示してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約(初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約)」となります。なお、総合支援資金(住宅入居費)を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方は、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については、全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあります。
- ・ 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている場合、賃貸借契約締結後、契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て決定すると、住宅入居費が不動産業者等に振込まれます。

◆ 入居手続き

- ・ 住宅入居費が不動産業者等に振込まれたことをもって、停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・ 同時に、住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・ 住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を申請窓口に提出してください。
- ・ その後、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 不動産業者等に対して、「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は、原則新潟市より直接、住宅の貸主等の口座へ振込みます。

住宅を喪失するおそれのある場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 申請書に必要書類を添えて、新潟市パーソナル・サポート・センター又は区生活保護担当課に提出します。
- ・ その後、「申請書の写し」、「入居住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に「申請書の写し」を提示し、不動産業者等から「入居住宅に関する状況通知書」へ記載してもらってください。

◆ 公共職業安定所等での求職申込みまたは、経営相談先への相談申し込み

- ・ 公共職業安定所等にて求職申込みまたは、経営相談先への相談申し込みを行ってください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から交付を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、申請窓口に提出してください。
- ・ (求職申し込みを行った方は)公共職業安定所等の窓口から交付を受けた求職受付票の写しを申請窓口に提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格があると認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」が交付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は原則新潟市が住宅の貸主等の口座へ直接振込みます。
- ・ 審査の結果、受給資格がないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金が不支給決定となった旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付(生活支援費)の申込

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

家賃補助受給中の義務

求職活動を行う方の場合

◆ 支給期間中は、公共職業安定所等、新潟市パーソナル・サポート・センターの利用の他、様々な方法により常用就職に向けた求職活動を行ってください。

- ① 毎月2回以上、公共職業安定所等の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」を持参し、公共職業安定所等担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入してもらい、確認印を受けます。
- ② 毎月4回以上、新潟市パーソナル・サポート・センターによる面接等の支援を受ける必要があります。（求職活動を行っている方は）「職業相談確認票」を提示して、公共職業安定所等における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に、求人票や求人情報誌の該当部分を添付するなどして報告してください。
- ③ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これは公共職業安定所等における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。さらに、新潟市パーソナル・サポート・センターで支援プランが策定された場合は、上記に加え、支援プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

自立に向けた活動を行う方の場合

◆ 支給期間中は、経営相談先、新潟市パーソナル・サポート・センターの利用の他、様々な方法により自立に向けた活動を行ってください。

- ① 原則毎月1回以上、経営相談先での経営相談を行ってください。
- ② 毎月4回以上、新潟市パーソナル・サポート・センターによる面接等の支援を受ける必要があります。経営相談先における相談状況を報告するとともに、その他の自立に向けた活動状況を「住居確保給付金自立に向けた活動報告書」に、必要事項を記入して報告してください。
- ③ 経営相談先から助言を受けながら、「自立に向けた活動計画」を作成し、毎月1回以上、活動計画に沿った給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行ってください。さらに、新潟市パーソナル・サポート・センターで支援プランが策定された場合は、上記に加え、支援プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職(雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの)した場合は、「常用就職届」を申請窓口へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を申請窓口へ毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間3か月が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間の延長が2回まで可能です。
(要件) ・受給中に誠実かつ熱心に求職活動(または、自立に向けた活動)を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること など
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長等を希望される場合は、受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を用意し、申請窓口へお越しください。

支給額などを変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃額が変更された場合
 - ・ 世帯収入が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額(住居確保給付金基準額)に達していない場合
 - ・ 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、自立相談支援機関の指導により新潟市内での転居が適当である場合
- ◆ 受給額を変更しようとする場合、「住居確保給付金変更支給申請書」と合わせて、家賃が変更した又は収入が減少したことが確認できる書類を持参のうえ、申請窓口へお越しください。
- ◆ 貸主等への賃料の支払い方法などを変更する場合については、お問い合わせください。

家賃補助の支給を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所等での職業相談(自立に向けた活動を行う方は、原則毎月1回の経営相談)、毎月4回以上の新潟市パーソナル・サポート・センターによる面接等の支援、週1回以上の求人先への応募を行う・面接を受ける等の求職活動(自立に向けた活動を行う方は、月1回以上の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組)を怠った人については、支給を中止します。
 - ◆ 新潟市パーソナル・サポート・センターが策定した支援プランに従わない場合は、支給を中止します。
 - ◆ 受給中に常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が一定額(P2の基準額)を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。
 - ◆ 受給中に常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したこと及びその就労による収入の報告を怠った場合は、支給を中止します。
 - ◆ 住宅を退去した人(大家からの要請や新潟市パーソナル・サポート・センターの指導による場合を除く。)については支給を中止します。
 - ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、支給を中止します。
 - ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合及び禁錮刑以上の刑に処された場合は、支給を中止します。
 - ◆ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当課と調整のうえ、支給を中止します。
 - ◆ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止します。また、中断期間中において、毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
 - ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は支給を中止します。
- ※ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

家賃補助の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
(支給対象者は世帯に一人だけであり、同一世帯に二重に支給されません。)
- ◆ 住居確保給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に以下の条件に当てはまる場合、再支給を受けることができます。ただし、①、③、④の当てはまる場合においては、支給終了後1年の間は、再支給を受けることができません。
 - ① 新たに解雇(受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合
 - ② 疾病又は負傷によって、住居確保給付金を中断している方が、引き続き必要であると認められる場合
 - ③ 自営業者が事業を廃止した場合(受給者の責に帰すべき理由又は都合を除く)
 - ④ 個人の責に帰すべき理由又は、当該個人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合

転居費用補助の支給要件

新潟市に居住している方で、次の①から⑧のいずれにも該当する人に支給します(転居先の住居が借家の場合に限る)。

※基準額は家賃補助と同額です。

- ① 本人若しくは同一の世帯に属する者の離職、休業、離別等により世帯収入が著しく減少したことで住居を失った又はそのおそれがあること
- ② 申請日において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④ 申請日の属する月における世帯収入額が、基準額と家賃の合算額以下であること
- ⑤ 世帯の所有する金融資産の合計額が基準額の6倍又は100万円以下であること
- ⑥ 新潟市パーソナル・サポート・センターが行う生活困窮者家計改善支援事業において家計の改善のために転居が必要であると認められること
- ⑦ 新潟市以外の自治体が行う類似の給付を受けていないこと
- ⑧ 世帯の全員が暴力団員ではないこと

転居費用補助の支給対象・支給額

- ◆ 転居費用補助の支給対象・対象外となる経費は以下のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用(転居前の住宅に係る費用を含む) ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃(前家賃) ・家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

- ◆ 転居費用補助の支給上限額は転居先の市町村の生活保護住宅扶助特別基準額の3倍です。
- ◆ 上限を超える経費については自己負担となりますが、総合支援資金の借入申込をすることができます
- ◆ 例：新潟市内に転居する場合

世帯人数	住宅扶助特別基準額	支給上限額
単身世帯	46,200円	138,600円
2人世帯	50,000円	150,000円
3人世帯	53,000円	159,000円

転居費用補助の申請をするために必要なもの

申請時添付書類

- ① 申請書(窓口でお渡しします)
- ② 本人確認書類(次のいずれかの写し)
 - 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート
 - 各種福祉手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)
 - 各種健康保険資格確認書または保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
- ③ 収入減少関係書類
 - 世帯収入が、申請月から2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ④ 離職関係書類
 - 世帯収入が著しく減少する直前に、申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等又は死亡したことが確認できる書類の写し

⑤ 収入関係書類

申請者及び申請者と同一生計の者のうち収入がある者について、申請月の収入が確認できる書類の写し

(給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「年金振込通知書」)

⑥ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一生計の者の申請日の金融機関の通帳の写し等

⑦ 要転居証明書

新潟市パーソナル・サポート・センターが実施する家計改善支援事業で転居の必要性が認められた場合に発行されます。

⑧ (持家にお住いの場合のみ)居住維持費用関係書類

住宅の維持に要する費用(固定資産税、火災保険料等)の月額を確認できる書類の写し

転居費用補助の申請から決定まで

◆ 家計改善支援事業への参加

- ・ 新潟市パーソナル・サポート・センターが実施する家計改善支援事業に参加していただき、家計改善のための転居の必要性を見極めます(おおよそ2〜3か月程度)。
- ・ 家計の改善のために転居が必要であると認められると、「要転居証明書」が交付されます。この時、転居先の家賃として適切な金額が示されます。

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 申請書に必要書類を添えて、新潟市パーソナル・サポート・センター又は区役所の生活保護担当課に提出します。
- ・ その後、「申請書の写し」、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

- ・ 不動産業者等に、交付を受けた「申請書の写し」を提示して、入居可能な賃貸住宅を確保してください。
- ・ 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」に記載してもらって下さい。

◆ 追加書類の提出

- ・ 不動産業者等から交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を申請窓口へ提出してください。
- ・ 初期費用の他に、転居に要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」のほか、必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 審査の結果、受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

◆ 総合支援資金(住宅入居費・生活支援費)の申込

- ・ 敷金・礼金などの初期費用(住宅入居費)の借入を受ける場合は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書の写し」及び「住居確保給付金支給対象者証明書の写し」を提出してください。

◆ 住居確保報告書の提出

- ・ 住宅入居日から7日以内に、住居確保報告書に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して新潟市パーソナル・サポート・センター又は区役所の生活保護担当課に提出してください。この際、初期費用の他に転居を要する費用(家財の運搬費用、原状回復費用等)の見積書等を提出している場合や初期費用を申請者本人の口座へ支給している場合は、実際に支払った額を確認できる書類(領収証等)も添付してください。

追加支給または返還について

転居費用補助の支給額と実際の支出額に差がある場合、追加支給を受けられる場合や、返還を求める可能性があります。

◆ 実際の支出額が支給額を上回っていた場合

- ・ 支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、差額の追加支給を受けられる場合があります。
- ・ 追加支給を受ける場合は「住居確保給付金変更支給申請書」を提出してください。

◆ 実際の支出額が支給額を下回っていた場合

- ・ 実際の支出額と支給額との差額を返還していただきます。

転居後の家賃補助の受給について

転居費用補助を受けて転居した後、家賃補助を受給することも可能です。ただし、家賃補助の受給を受けるには、家賃補助の支給要件(求職活動要件など)を満たす必要があります。

転居後の家賃補助の申請先は転居先の自治体となります。

お問い合わせ先

■ 新潟市パーソナル・サポート・センター

中央区新光町6-2勤労福祉会館	025-385-6851
-----------------	--------------

■ 区役所の生活保護担当課

北 区	北区東栄町1-1-14	025-387-1315
東 区	東区下木戸1-4-1	025-250-2424
中央区	中央区西堀通6-866	025-223-7325
江南区	江南区泉町3-4-5	025-382-4313
秋葉区	秋葉区程島2009	0250-25-5684
南 区	南区白根1235	025-372-6310
西 区	西区寺尾東3-14-41	025-264-7320
西蒲区	西蒲区巻甲2690-1	0256-72-8395

住宅確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、以後の給付金の支給を中止するとともに、すでに支給された給付金の全部又は一部を返していただきます。

